

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 8 月 1 7 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

令和 3 年 8 月分の住宅扶助費（本件住宅扶助費）、アパート契約に伴う仲介手数料（本件仲介料）及び引っ越し費用（本件レンタカー代）が支給されていないため、それらの支払を求めます。

同月分の家賃について支払はないと担当職員に伝えましたが、同年 9 月分の家賃を 8 月下旬に払わなければならない旨もお話しました。また、8 月 1 3 日に本件仲介料である 5 5 , 0 0 0 円を払わなければいけないことは、同月 4 日の相談に乗っていただいた時にも、同月 6 日に担当職員が請求人宅を訪れた時にも報告はしていま

す。生活保護を受ける前に契約したからという理由で、本件仲介料が出ないのも納得いきません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 1月 6日	諮問
令和4年 2月28日	審議（第64回第1部会）
令和4年 3月15日	審議（第65回第1部会）
令和4年 4月22日	処分庁へ調査照会
令和4年 5月12日	処分庁から回答を収受
令和4年 5月19日	審議（第66回第1部会）
令和4年 6月30日	審議（第67回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 用語の定義

法6条1項は、法において「被保護者」とは、現に保護を受けているものをいい、同条2項は、「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいうとしている。

(2) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る

資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、1 号に生活扶助を、3 号に住宅扶助を掲げている。

(3) 生活扶助

法 1 2 条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定める。

(4) 住宅扶助

法 1 4 条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。

(5) 住宅扶助の基準額・限度額

保護基準別表第 3・1 は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額（以下「一般基準額」という。）は、1 級地（請求人の居住する〇〇区は、これに該当する。）では月額 1 3, 0 0 0 円以内とし、同別表第 3・2 は、当該費用が一般基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」

という。) 第7・4・(1)・アは、保護基準別表第3・1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家又は借間であって家賃、間代等を必要とする場合に認定すると規定している。

そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の基準額の設定について（通知）」（平成26年3月24日付社援発0324第6号厚生労働省社会・援護局長通知）1は、1級地及び2級地における限度額については、月額53,700円とするとしている。

(6) 申請による保護の開始・変更

ア 法24条9項及び同項が準用する同条1項は（以下、(6)において、準用する旨の記述を省略する。）、保護の開始・変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始・変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

(7) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7・1は、経常的生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生

活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

(8) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第7・2は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとしている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

(9) 家具什器費

局長通知第7・2・(6)・アは、被保護世帯が、同・(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7（上記(7)及び(8)）に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具及び冷房器具を除く。）を支給して差し支えないとしている。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないとする。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-43は、前述の「真にやむを得ない事情」とは、例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持して

いない場合などが考えられるとしている。

そして、問答集問7-45は、保護開始時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきとしている。冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないとする。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でないとする。

(10) 家具什器費（設置費）

局長通知第7・2・(6)・エは、家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、同・アからウまでとは別に特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないとしている。

(11) 転居に伴う移送費

局長通知第7・2・(7)・アは、移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、同・(サ)は、被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないときを挙げ、この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないとする。

(12) 転居の際の敷金等

局長通知第7・4・(1)・カは、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとしている。また、同・キは、保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないとしている。

(13) 次官通知、局長通知及び問答集の位置づけ

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として、本件の適用に関して合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、保護を受けたい理由を「洗濯機 冷蔵庫」とする保護申請書（本件申請書）と、その添付資料として洗濯機及び冷蔵庫並びにそれらの設置費に係る金額が記載された領収書（本件領収書）を処分庁に提出した。本件領収書の合計金額は37,580円（洗濯機20,680円及び冷蔵庫15,800円並びにそれらの設置費1,100円の計）であった。
- (2) 保護開始時に支給可能な家具什器費の上限額は30,000円まで支給でき（1・(9)）、それに係る設置費として設置に必要な最小限度の額を支給できるとされているところ（1・(10)）、処分庁は、本件申請に対して、家具什器費30,000円及びその

設置費 1,100 円の計 31,100 円を家具什器費として支給することとした。

なお、被保護世帯が、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が退院して新たに自活する際に全く家具什器を所持していない場合などの「真にやむを得ない事情」があり、30,000 円の額により難いと認められるときは、47,800 円の範囲内において支給して差し支えないとされている(1・(9))。しかし、請求人は、保護開始時点においても本件申請時点においても、〇〇県〇〇市にある請求人の父の自宅から〇〇区のアパートに転入し、単身で生活していることが認められるから、請求人には上記のような「真にやむを得ない事情」は認められない。

(3) 担当職員は、請求人の発言及び本件契約書類により、請求人の令和3年8月分の家賃は発生しないと確認し、本件契約書類により請求人の家賃は月額50,000円であると確認したことから、処分庁は、請求人の同年9月以降の住宅扶助費として50,000円を認定した。

(4) 処分庁は、本件申請について、上記(2)及び(3)に基づき本件処分を行い、「家具什器費を支給します。住宅扶助費を認定します。」との理由を付して請求人に通知した。

そうすると、本件処分は、法令等の定めに則り行われたものであるといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

本件処分が法令等の定めに則り行われたと認められることは、上記2のとおりであるが、請求人は、上記第3のとおり、本件処分において、本件住宅扶助費、本件仲介料及び本件レンタカー代が支給されないことが違法又は不当である旨主張しているので、念のため、以下、それらの点についてみる。

(1) 本件住宅扶助費の不支給

住宅扶助は、保護基準別表第3「住宅扶助基準」の基準額（一般基準額）が定められ、これを超えるときは限度額の範囲内の額とするとされているところ（1・(5)）、請求人については、令和3年8月分の家賃が発生していないことから、処分庁が本件住宅扶助費を支給しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件仲介料の不支給

被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合又は保護開始時に安定した住居のない要保護者が敷金等を必要とする場合は、必要な額を認定できるとされているところ（1・(12)）、請求人が〇〇区に転入したのは保護開始以前であったため、転居の時点では被保護者でなく、かつ、保護開始時には既に賃借した住居がある状態であったのであるから、処分庁が本件仲介料を支給しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件レンタカー代の不支給

移送費は、被保護者が転居する場合で、真にやむを得ないときに、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した最小限度の額を認定できるとされているところ（1・(11)）、請求人は転居の時点で被保護者でなく、処分庁に対して転居する前に相談を行ったとは認められないから、処分庁が本件レンタカー代を支給しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

したがって、請求人の主張にはいずれも理由がない。

4 審査会の職権による調査

(1) 調査の実施

処分庁が転居に伴う敷金の支給について、局長通知第7・4・(1)・カ及びキに定める支給要件に該当しないとしたことについて、当審査会では、「局長通知に定められている支給要件は、生

活保護受給者が転居した場合における敷金の一般的な取扱いを記載したにすぎず、本件のように家庭の事情で世帯分離した上で、異動先で保護を要する場合の敷金の取扱いについて記載した基準とは解せない。かつ、結果として、本件のような場合は、敷金を認定しないと世帯分離が困難になる。このことからすると、局長通知第7・4・(1)・カ及びキに明示的に記載がない場合であっても敷金を認定することが合理的な判断ではないか」という疑問が生じたことから、この点について行政不服審査法74条に基づき、処分庁に対する調査を行ったところ、以下の回答を得た。

(2) 回答

処分庁は、結論として、本件のような場合に局長通知第7・4・(1)・カ及びキの趣旨を鑑みても、以下の理由から敷金を認定するとする判断は合理的ではないと考えている。

ア 敷金を認定する根拠がないこと

生活保護制度で支給（認定）できる金品は、生活保護法で8つに分類され、その具体的な部分は、保護基準に列挙されている。行政としては、法令の根拠なしに金品を支給することはできない。また、局長通知第7・4・(1)・カ及びキについても、異動先で保護を要する場合の敷金の取扱いについて記載した基準とは解せない、という東京都行政不服審査会の考えはそのとおりと考えている。

「本件のような場合は、敷金を認定しないと世帯分離が困難になる。このことからすると、局長通知第7・4・(1)・カ及びキに明示的に記載がない場合であっても敷金を認定することが合理的な判断ではないか」という考えがあったとしても、異動先で保護を要する場合に敷金を認定する根拠法令はないため、法令に基づき請求人に敷金を認定することはできないといわざるを得ない。

イ 敷金を認定できる立場にないこと

敷金（仲介手数料）の需要が発生したのは、請求人が当区に転入する以前である。生活保護制度において、生活保護の需要として敷金を認定するか否かは、当該需要が発生した際の要保護者の居住地又は現在地の保護の実施機関が実施責任を負うとしている（生活保護法19条、次官通知第2）。

つまり、処分庁は、敷金の認定（転居）の必要性を判断する立場にないといわざるを得ない。

ウ 過去の債務を保護費から支払うことは認められていないこと

生活保護制度は、保護を要する状態に立ち至った時点（現実には申請した時点）から将来に向かって最低限度の生活を保障するものである。

一方で、請求人の仲介手数料支払債務は、請求人の保護開始前の債務にほかならない。保護開始後に保護費を原資として過去の債務を支払うことは、借金の返済と同様に、最低生活費を支給するという生活保護制度の趣旨に照らし、認められるものではない。

また、無差別保護の原則からも、生活保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に立ち至った経緯は問わないが、その経緯を鑑みて支給根拠のない敷金を認定しようとすることは、不適切な生活保護の実施と考える。

そして、処分庁では、これまで保護開始前に発生した敷金（仲介手数料等）を保護開始後に認定した事例はない。

エ 以上から、本件のような場合に敷金を認定することは、生活保護の適正な実施とはいえず、合理的でないと考える。

(3) 上記回答を踏まえると、現在の生活保護基準においては、異動先で保護を要する場合に敷金を認定する根拠法令はなく、また積極的に認定することができる基準も存在しない。

しかし、上記(1)のとおり、本件のように、敷金を認定しないと

世帯分離が困難になることから、局長通知第7・4・(1)・カ及びキに明示的に記載がない場合であっても、敷金を認定することが合理的な判断と考えられる場合もあり得る。

この点について、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。保護基準については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

なお、総務省の行政相談にあつては、全国的な制度・運営の改善が必要なものについて、広く国民の相談に応じて同省に設置されている行政苦情救済推進会議において審議されていることを付言する。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹